

令和2年度(2020年度)

# 事業計画書

(令和2年3月10日 理事会承認)

社会福祉法人 大川市福祉会

## 1. 基本理念

人としての誇りを大切にし、地域社会で共に暮らせるよう支援します。  
～「人権」「自立」「社会参加」～

## 2. 運営方針

- (1) ご利用者が地域社会で自立した生活ができるよう支援します。
- (2) ご利用者の人権を守り、ご利用者及びその保護者の思いを実現するよう支援します。
- (3) 職員が安心して働ける職場づくりを行います。
- (4) 経営基盤を安定させ、透明性のある組織運営を行います。
- (5) 地域ニーズに沿った施設整備を行うとともに、地域社会の一員であることを自覚し、地域貢献に取り組みます。

## 3. 理事会・評議員会の開催

### (1) 理事会の開催

6月、8月、10月、12月、2月、3月 年6回  
ただし、必要がある場合は、その都度、開催する。

### (2) 評議員会の開催

定時評議員会を6月、3月に開催する。その他、法人定款の定めるところにより、評議員会の決議を要する事案で臨時的な開催の必要がある場合については、その都度、開催する。

## 4. 事業運営

- (1) 第二種社会福祉事業 木の香園生活支援センター  
「生活介護」「就労移行支援」「通所介護共生型サービス」「日中一時支援」
- (2) 第二種社会福祉事業 木の香園自立支援センター  
「就労継続支援A型」「宿泊型自立訓練」「短期入所」
- (3) 第二種社会福祉事業 木の香園就労支援センター  
「就労継続支援B型」
- (4) 第二種社会福祉事業 木の香らんど  
「就労継続支援B型」「地域活動支援センターⅢ型」
- (5) 第二種社会福祉事業 木の香園相談支援センター  
「特定相談支援」「指定一般相談支援」「指定障害児利用支援」「委託相談支援」
- (6) 第二種社会福祉事業 木の香園児童支援センター  
「放課後等デイサービス」「日中一時支援」
- (7) 第二種社会福祉事業 木の香ほーむ  
「共同生活援助」「短期入所」

- (8) 第二種社会福祉事業 木の香ほ一む陽の木  
「日中支援サービス型共同生活援助」「短期入所」
- (9) 被保護者就労準備支援事業（職場適応訓練）

## 5. 法人の重点施策

### (1) 人材育成

利用者やその家族が安心して支援を任せられる職員の育成を行う。

- ①接遇の向上
- ②信頼関係が築ける人間性豊かな人材の育成
- ③人権や虐待への取組の充実
- ④支援知識・支援技術等職員の資質・専門性の向上の取組
- ⑤資格取得の支援
- ⑥目指す職員像の推進

### (2) リスク管理

事業所における利用者、職員の安全確保及び非常災害や防犯等の取り組みを行う。

- ①火災予防、非常災害等に対する防災管理
- ②防災マニュアル等の周知徹底
- ③防犯対策の強化
- ④感染症の研修
- ⑤送迎時における事故防止の徹底

### (3) 将来を見つめた経営

- ①木室幼稚園跡地取得に伴う施設整備
- ②保護者会の開催

### (4) 組織運営基盤の強化

- ①理事の業務会議への参加
- ②評議員の事業所視察
- ③役員研修の充実
- ④運営規程、労務関係規程等の整備
- ⑤事業間の連携強化
- ⑥木の香園を利用したいと思われる環境づくり
- ⑦提案制度の周知徹底

### (5) 財務管理の強化

- ①業務の効率化
- ②財政基盤の強化（新規事業に備えた積立金の積立）

- ③助成金、補助金等の活用
- ④利用料等の完納の取組

(6) 社会福祉法人としての取組

- ①法令順守
- ②事業運営の透明性の確保
- ③苦情解決第三者委員会委員の研修
- ④内部監査の実施

(7) 地域連携の推進

地域との交流を図るため、地域の一員として、地域行事への参加やボランティア、関係機関との交流を進め、地域に根差した社会福祉法人としての地域福祉に努める。

- ①地域社会への貢献事業の取組
- ②地域事業への参加
- ③地域交流事業の開催
- ④大川市社会福祉法人連絡会と連携した活動
- ⑤ふくおかライフレスキュー事業への加入

(8) その他

法人事業の広報を行うため次のことに取組む。

- ①広報誌の発行
- ②ホームページの充実

(9) 働きやすい職場環境づくり

- ①互助会活動の支援
- ②職員間の親睦と融和の取組
- ③健康管理の充実に努める。
- ④安全な職場環境づくりの推進

# 令和2（2020）年度 社会福祉法人大川市福祉会

## 多機能型事業所「木の香園生活支援センター」 事業計画

### 1. 事業目的

#### （1）生活介護（共生型通所介護）

障がい者に対して、入浴、排泄及び食事等の介護、創作活動又は生産活動の機会の提供、身体機能・生活能力の維持・向上のためのリハビリテーションと日常動作の促し、その他必要となる相談支援等を提供する。また、看護師による健康管理・相談等の支援を提供する。

介護保険対象の障がい高齢者等に対しては、共生型通所介護を提供し、日常生活上での必要な介護及びリハビリテーションを提供する。

#### （2）就労移行支援

一般就労を希望する障がい者に対して、生産活動、職場実習、職場マナーなどの就労技術習得を行う機会を提供し、求職活動及び就職後の定着のための必要な支援を提供する。

### 2. 事業方針

#### （1）多機能型共通方針

①利用者満足度を高めるため、支援内容の充実と向上を図る。

具体的には、職員の資質向上(資格取得・研修の受講等)・環境整備・活動内容の充実に力を入れる。

②親切で丁寧な対応と気持ちの良い接遇を心掛け、利用者・家族との信頼関係の構築に努める。

(挨拶の励行、利用者に対する適切な呼称と適切な声掛けの徹底)

③地域との結びつきを重視し、積極的に交流の機会を設ける。

④福祉体験やボランティアを積極的に受け入れる。

⑤利用者の権利擁護、虐待防止啓発、利用者の安全確保等について、職員の定期研修を行う。

⑥利用者に対して人格の尊厳やプライバシーを守る。

⑦衛生管理の徹底

⑧重症心身障害児・医療的ケアが必要な障害児へのサービス提供に向けたニーズ調査、体制整備をすすめる。

⑨老朽化した施設の維持・管理に努める。

#### （2）「就労移行支援」方針

- ①施設内における職業準備訓練や職場実習を通じて、一般就労に必要な知識や技術の習得を目指す。
- ②特別支援学校や労働関係諸機関と連携し、訓練希望者の受け入れ及び就職活動を支援する。
- ③一般就労した利用者に定着支援を関係機関と連携して行う。
- ④就労アセスメントを通じて、利用者に適した就労環境の評価・分析を行う。

### (3) 「生活介護」方針

- ①食事、入浴、排泄等、介護サービスの充実に努める。
- ②利用者個々のニーズに対応した個別支援を提供する。
- ③安心安全に配慮して、構造化・視覚化に取り組み、生活環境を整える。
- ④少人数グループによる余暇活動及び創作活動等の充実に努める。
- ⑤看護職員が中心となり健康管理のための支援を提供する。
- ⑥介護職員に喀痰吸引等研修を受講させ、喀痰吸引等が必要な利用者に対し、適切な支援を提供するための体制確保に努める。
- ⑦計画的に強度行動障害支援者養成研修を受講させ、強度行動障害の利用者に対し、適切な支援を提供するための体制確保に努める。
- ⑧利用希望が多く定員を超過しているため、職員体制を整えたくうえで定員40名に増員していく。

## 3. 事業内容

### (1) 多機能型共通

- ①利用契約に基づく個別支援計画の作成及び個別支援会議等の開催
- ②利用者支援のための他機関との連携
- ③健康管理及び栄養管理
- ④利用者の権利擁護に必要な体制整備
- ⑤防犯及び防災対策及び緊急連絡体制の整備
- ⑥地域貢献事業
- ⑦家族懇談会の開催
- ⑧重症心身障害児・医療的ケアが必要な障害児を日中一時で受け入れ、職員体制を整え、重度障害児の放課後等デイサービスを実施していく
- ⑨その他必要な事項

### (2) 「就労移行支援」内容

- ①生産活動及び職業準備訓練の実施
- ②職場実習の実施（一般企業・就労継続A型事業所 その他）
- ③委託業務の実施（清掃、洗車業務の受託作業）
- ④求職活動の支援（ハローワーク、就業・生活支援センター等との連携）

⑤生活技能訓練の実施（コミュニケーションスキルの向上、職場マナー、日常生活動作の習得）

⑥生活支援（趣味活動、行事、社会見学、公共交通機関を利用した外出訓練等）

(3) 「生活介護」内容

①日常生活上の介護支援（食事・入浴・排泄・移動 等）

②生活支援（趣味活動、社会見学、クラブ活動、行事レクリエーション等を個別的・集団的に実施する）

③理学療法士等によるリハビリテーション

④生活技能訓練の実施（日常生活動作の獲得）

⑤日中一時支援事業の実施

4. 生産活動・業務委託

個別支援計画書（「就労移行支援計画書」「生活介護計画書」）に基づいて下記の通り支援を行う。

(1) 生産活動の内容

①アッパーボード部品取り付け作業、②利用者の特性に応じた新規作業の獲得

(2) 業務委託作業

①清掃業務…事業所内清掃・洗車作業

(3) 工賃及び訓練手当

①多機能型事業所「木の香園生活支援センター」工賃規程及び訓練手当規程に基づいて支給する。

5. 職場実習（施設外支援）

個別支援計画書（就労移行支援計画書）に基づいて下記の通り支援を行う。

(1) 一般企業及び就労継続支援A型事業所での作業

一般事業所等で職場実習を行い、実践的な職業準備訓練を行う。

（従業員との関係づくり、社会性・職場マナーの理解 等）

(2) 職場実習及び職場開拓

ハローワーク、障害者就業・生活支援センターと連携して、職場実習先の開拓及び職場への定着支援を行う。

施設外支援については、ハローワーク等を利用したトライアル雇用やステップアップ雇用も活用する。

6. 日常生活介護

個別支援計画書（生活介護計画書）に基づいて下記の通り支援を行う。

(1) 食事

介護の必要な利用者に対して、食事の準備、介助及びその他必要な支援を行

う。

利用者の食事形態に応じて、ミキサー食・きざみ食等にするなど対応を行う。

経管栄養法による栄養管理が必要な利用者に対して、経管栄養の管理を看護師及び喀痰吸引等研修受講修了の介護職員が行う。

#### (2) 排泄

介護の必要な利用者に対して、人格の尊厳やプライバシーを守り、排泄支援を行う。

#### (3) 入浴

入浴を希望する利用者に対して、快適な入浴サービスを提供するとともに、介助が必要な場合は介護機器等を用いて、適切に介護を行うように努める。

また、入浴支援の際、身体の異変、皮膚疾患等の観察も行い、必要に応じて本人や家族へ助言を行うとともに、医療機関との連携を図り健康維持に努める。

#### (4) 日中一時支援

障害児（者）に対して、一時的な見守り支援を行うことにより、家族のレスパイト（社会的行事、休息等）として利用して頂くことを目的として実施する。

支援内容としては、見守り支援、レクリエーション、行事、買い物、日常生活上の介護を行う。

### 7. 健康管理

#### (1) 嘱託医や看護職員が中心となり利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を行う。

月3回の往診・年1回の健康診断(任意)・年1回の歯科検診(任意)

#### (2) 利用者の家族との連携を図るとともに、医療機関との連絡調整を通じて健康管理の為の適切な支援を行う。

#### (3) 手洗い・消毒・うがいの励行や必要な指導助言、健康体操、口腔ケアを実施して疾病の予防と感染拡大防止に努める。

### 8. リハビリテーション

リハビリテーション計画書に基づいて下記の通り支援を行う。

#### (1) 機能訓練

理学療法士又は作業療法士の指導のもと、利用者が日常生活を営むのに必要な機能を維持するために、必要な訓練を実施する。

#### (2) 作業訓練

理学療法士又は作業療法士の助言の下、作業療法を行うとともに、生産活動に従事することで訓練効果を高める。

### 9. 生活支援



## 余暇活動及び創作活動

趣味サークル、季節行事、ショッピング、社会見学、スポーツ等を計画的に実施する。

### 1 0. 個別支援計画

- ①本人、家族との定期的な面談を実施して、アセスメントを実施するほか、計画内容の説明および同意を得る。
- ②本人、家族、関係機関を含めて個別支援会議を開催する。
- ③個別支援計画書・モニタリングを作成するために定期的にケース会議（職員会議）を開催し、サービス管理責任者が中心となって計画等を作成する。
- ④個別支援計画の実施状況をモニタリングして、適宜計画の見直しを行う。

### 1 1. 地域貢献

#### (1) 地域支援事業

地域社会が抱えている生活課題や地域における問題を解決するための事業を実施するものに対し助成を行っていく。

#### (2) 地域との交流

地域社会との交流を大切にして、地域行事への参加及び当園行事への参加を促すことによって、法人及び事業所の周知を図っていく。

### 1 2. 安全管理・防災・防犯対策

#### (1) 安全管理

衛生推進委員が中心となり、働きやすい環境作りと整備を行う。

#### (2) 防災対策

防災マニュアルを作成し、避難訓練を行う。また、防災時のための備蓄品の確保を行う。

#### (3) 防犯対策

防犯マニュアルを作成し、避難訓練を行う。また、防犯用具の設備点検を行う。

### 1 3. 運営体制

#### (1) 定員

就労移行支援 15名

生活介護（共生型通所介護併設）30名

合計45名

#### (2) 職員体制

| 職名  | 配置職員数 | 専任 | 兼務 | 資格等     |
|-----|-------|----|----|---------|
| 管理者 | 1     | 1  |    | 精神保健福祉士 |

|             |    |                  |      |       |
|-------------|----|------------------|------|-------|
| サービス管理責任者   | 1  | 1                |      | 社会福祉士 |
| 看護師         | 3  | 3                |      |       |
| 生活支援員       | 26 | 16 <sup>※2</sup> | (10) | 介護福祉士 |
| 職業指導員       | 1  | 1                |      |       |
| 就労支援員       | 1  | 1                |      |       |
| 事務員         | 1  |                  | (1)  |       |
| 嘱託医         | 1  | (1)              |      | 非常勤   |
| 理学療法士・作業療法士 | 3  | (3)              |      | 非常勤   |
| 合計          | 38 | 23               | (11) |       |

※ ( ) 内の数字については、非常勤並びに他事業所との兼務の数

※2 専任職員のうち、短時間職員8名を含む

### (3) 資格取得支援及び研修受講

障害者総合支援法に基づいた人員配置を行うために、サービス管理責任者や相談支援従事者等の資格取得を推進するとともに、資質向上の為に研修受講を実施する。

#### 1.4. 年間行事計画

別紙、多機能型事業所「木の香園生活支援センター」年間行事計画のとおり。

#### 1.5. その他

その他必要な事項は、運営規程、重要事項説明書、利用契約に基づいて、利用者に説明と同意を求めたうえで適切に実施する。

# 令和2年（2020）年度 社会福祉法人大川市福祉会 多機能型事業所「木の香園自立支援センター」 事業計画

## 1. 事業目的

### （1）就労継続支援A型

就労を希望する利用者に対して、利用者が自立した日常生活又は社会生活が営むことが出来るよう、障がい者を雇用し就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。また、就労するために必要となる生活上の支援を行う。

### （2）宿泊自立訓練

障がい者が地域生活を営む上で、居室その他の設備を利用し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、日常生活に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

### （3）短期入所

障がい者及び障がい児が地域で自立した日常生活及び社会生活が営むことができるよう支援を行う。

家族の高齢化や地域移行が必要な障がい者の居住の場となるよう、体験利用の受け入れを行う。また、在宅生活が困難となり短期間入所する必要のある方について、短期入所を提供する。

さらに、虐待等の様々な理由で一定期間支援が必要な方に対して緊急受け入れを行う。

## 2. 事業方針

### （1）多機能型共通方針

- ①利用者の所在する市町村、他の障がい者福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障がい者支援事業者、指定障がい者支援施設、その他の福祉サービス又は特別支援学校、保健医療サービスを提供する者等の関係機関との密接な連携に努める。
- ②利用者が地域社会で自立した生活ができるように支援内容の充実と向上を図る。
- ③親切で丁寧な気持ちの良い接遇を心掛け、利用者との信頼関係の築きながら資質・専門性の向上に努める。
- ④地域社会の一員であることを自覚し地域との結びつきを重視し、地域活動への参加や地域交流を通して開かれた施設として、地域住民との交流を図る。
- ⑤利用者の意思や自己決定を尊重し自立生活を支援する。
- ⑥質の高いサービス提供を行うために支援内容の充実と職員の資質向上・スキルアップに努める。

(2) 「就労継続支援A型」方針

- ①雇用契約等に基づいた就労支援を提供する。
- ②就労を通じて知識と技術向上のために必要な訓練の機会を提供する。
- ③一般就労を希望する利用者の就職を支援する。
- ④日常生活上の相談支援及び行事レクリエーションの充実を図る。

(3) 「宿泊自立訓練」方針

- ①夜間の居住の場を提供する。
- ②地域生活への移行を支援する。
- ③家事等日常生活能力を向上させるために必要な支援を行う。
- ④精神障がいのある方の受入体制を整え、医療機関との連携を推進する。
- ⑤長期入院・長期施設入所者の社会的受け皿としての体制を確保する。

(4) 「短期入所」方針

- ①地域移行や将来の利用のため体験利用の受入を行う。
- ②自宅で暮らす障がい者が一時的に利用できるように受入する。
- ③虐待や家族の急病等の緊急受入体制を確保する。

3. 事業内容

(1) 多機能型共通

- ①利用契約に基づく個別支援計画の作成及び個別支援会議の開催
- ②利用者及び家族等への相談援助
- ③栄養管理・健康管理・安全管理
- ④利用者及びその家族の権利擁護
- ⑤防災・防犯対策及び緊急連絡体制の整備
- ⑥利用者及び利用者支援のための他機関連携
- ⑦地域貢献事業
- ⑧職員の資格取得支援及び研修受講
- ⑨その他必要な事項

(2) 「就労継続支援A型」内容

- ①職業訓練の実施
- ②給食事業・配食事業の実施
- ③生活支援（余暇活動・家族交流等）

(3) 「宿泊自立訓練事業」内容

- ①地域移行に向けた環境調整や訓練の実施
- ②関係機関（市町村・病院・学校・相談事業所等）との連絡・連携
- ③日中活動（職場や事業所等）との連絡・連携
- ④生活支援（炊事、洗濯、掃除、行事活動、趣味活動等）

(4) 「短期入所事業」内容

- ①介護（食事、入浴、排泄等）
- ②在宅生活障がい者・児の短期間の入所による支援
- ③緊急避難時の受入れ体制の強化

4. 就労活動（就労継続A）

個別支援計画書（「就労継続支援計画書」）に基づいて下記の通り支援を行う。

(1) 生産活動の内容

- ①給食事業 法人内の給食提供、法人外の給食事業委託
- ②配食事業 高齢者・障がい者の方への安心・安全な配食サービスの提供  
大川市が実施する配食サービス事業の受託、お弁当の提供
- ③販 売 イベント販売

(2) 賃金

- ①多機能型事業所「木の香園自立支援センター」賃金規程に基づいて支給する。

(3) 受注活動

定期的なお弁当販売を行い、売上向上を図るために、受注先の開拓を行う。

(4) 職場実習及び職場開拓

ハローワーク、障害者就業・生活支援センターと連携して、職場実習先の開拓及び職場への定着支援を行う。

施設外就労は、利用者1名以上と職員がユニットを組み、企業内での作業を実施する。

5. 生活支援

(1) 余暇活動

趣味サークル、季節行事、研修旅行、ショッピング、社会見学、スポーツ等を計画的に実施する。

(2) 生活支援

利用者と定期的な面談を実施し、利用者の思いに寄り添いながら日常生活上、必要となる相談・生活指導等の支援を提供する。また、看護師や栄養士と連携を行い、健康管理の支援を提供する。

(3) 家族会

宿泊型自立訓練・就労継続支援A型で年1回家族会をそれぞれ開催し、家族の交流の場を提供すると共に、職員と情報共有を行い、施設の見学を行う機会を設ける。

(4) 相談支援・他機関連携

利用者や家族の相談支援を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携を図

る。

(5) 地域参加

地域の行事や清掃活動への参加を通じて地域住民との交流を図る。

6. 安全管理・防災・防犯対策

(1) 安全管理

衛生推進委員が中心となり、働きやすい環境作りと整備を行う。

(2) 防災対策

防災マニュアルを作成し、避難訓練を行う。また、防災時のための備蓄品の確保を行う。

(3) 防犯対策

防犯マニュアルを作成し、防犯訓練を行う。また、防犯用具の設備点検を行う。

7. 個別支援計画

①本人、家族との定期的な面談を実施する。

②様々な関係機関と連携をし、アセスメント及びモニタリングに基づいた個別支援計画書を作成する。

③個別支援会議を開催する。

8. 運営体制

(1) 定員

就労継続支援A型 20名

宿泊自立訓練 10名

短期入所 2名

合計32名

(2) 職員体制

| 職名        | 配置職員数 | 専任 | 兼任 | 資格等 |
|-----------|-------|----|----|-----|
| 管理者       | 1     |    | 1  |     |
| サービス管理責任者 | 1     | 1  |    |     |
| 生活支援員     | 7     | 2  | 5  |     |
| 職業指導員     | 3     |    | 3  |     |
| 地域移行支援員   | 1     | 1  |    |     |
| 栄養士       | 1     | 1  |    |     |
| 調理員       | 7     | 3  | 4  |     |

|       |    |    |     |     |
|-------|----|----|-----|-----|
| 夜間支援員 | 4  |    | 4   |     |
| 嘱託医   |    |    | (1) | 非常勤 |
| 事務員   | 1  |    | 1   |     |
| 運転手   | 2  | 2  |     |     |
| 合計    | 27 | 10 | 17  |     |

(3) 職員の資格取得支援及び研修受講

職員の資格取得を推進すると共に、資質向上のための研修受講を実施する。

9. 年間行事計画

別紙、多機能型事業所「木の香園自立支援センター」年間行事計画のとおり。

10. その他

その他必要な事項は、運営規程、重要事項説明書、利用契約に基づいて、利用者に説明と同意を求めたうえで適切に実施する。

# 令和2年（2020）年度社会福祉法人大川市福祉会

## 就労継続支援B型事業所「木の香園就労支援センター」 事業計画

### 1. 事業目的

障がいがある方が働きながら、住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、就労の機会の提供をするとともに施設外支援や施設外就労等の機会を提供し、就労に向けた支援を行う。また、就労するために必要となる日常生活上の必要な支援を行う。

### 2. 事業方針

- (1) ご利用者を中心とした施設運営を目指し利用者の意思を尊重した支援内容の充実と向上に努める。
- (2) 親切で丁寧な気持ちの良い接遇を心掛け、利用者との信頼関係を築きながら資質・専門性の向上に努める。
- (3) 生産活動に伴う作業安定化と工賃向上に努める。
- (4) ご利用者が地域社会で自立した生活ができるように生活支援の内容充実を図る。
- (5) 地域社会の一員であることを自覚し地域住民とご利用者の交流を地域団体へ積極的に働きかけ、ボランティアの導入、促進を図る。
- (6) 市内の小中学校の福祉教育や職場教育に協力する。
- (7) 老朽化した施設の維持・管理に努める。

### 3. 事業内容

- (1) 生産活動及び職業訓練の実施
- (2) 生活支援（余暇活動・保護者交流、音楽療法等）
- (3) 利用契約に基づく個別支援計画の作成及び個別支援会議の開催
- (4) 利用者及び利用者支援のための他機関連携
- (5) 栄養管理、健康管理、安全管理
- (6) 利用者及びその家族の権利擁護
- (7) 防災・防犯対策及び緊急連絡体制の整備
- (8) 地域貢献事業
- (9) その他必要な事項

### 4. 生産活動

#### (1) 生産活動の内容

- ①自主事業 リサイクル（アルミ缶、ビール瓶、一升瓶）



- ②自主事業 竹製品(しゃもじ・さいばし)、竹プランター、門松
- ③自主事業 竹炭、竹炭オブジェ、もみ殻くん炭、ちび炭
- ④自主事業 ダンボールコンポスト
- ⑤自主事業 デコ石鹸、ビーズストラップ、ハーバリウム、オイルバー作り
- ⑥自主製品 農作業(米、玉葱、じゃがいも など)
- ⑦販 売 イベント(市民夏祭り・木工まつり・福祉のつどい・木の香マラソン)  
店頭販売(道の駅おおき、あじ彩館、テラツア)
- ⑧下請事業 自動車部品組み立てゴザ巻き・ラベル貼り・花火芯作り  
滑り止めマットの袋詰め、ギフト箱折り、段ボール組み立て  
家具部品の検品、チラシ折り、農作業、みかん皮むき など
- ⑨その他施設外就労  
環境課プラスチック分別及び瓶分別、現場実習(木工所等)

## (2) 工賃

- ①就労継続支援B型「木の香園就労支援センター」工賃規程に基づいて支給する。
- ②最低補償額 月額3,000円(20日通所の場合)  
令和2年度 目標平均工賃 20,000円

## (3) 受注活動

安定的な生産活動を提供するために、受注先の開拓に努める。目標工賃達成指導員及び職業指導員を中心に関係先を訪問し受注を促進する。

## (4) 職場実習及び職場開拓

ハローワーク、障害者職業・生活支援センターと連携して、職場実習の開拓及び職場への定着支援を行う。

## (5) 作業場増築

新設される作業場にて、就労意欲の高い利用者への作業場所確保を行い、作業効率を高めていく。また、個別の作業室にて、利用者が安定して作業に取り組んで行けるよう支援を行う。

## 5. 生活支援

### (1) 生活支援

衛生、健康に関する支援

(手洗い指導、嚥下体操、腰痛体操、検温、体重測定、血圧測定、歯科検診、視力検査)

社会的マナーに関する支援

(身だしなみ、訪問カット、挨拶、交通安全教室)

### (2) 行事活動

季節行事(花見、七夕、クリスマス会、初詣餅つき) 園内レク(カラオケ、カフ

ェ、誕生会、調理実習、軽スポーツ等) 園外レク(買い物、映画鑑賞、社会見学、バルーン見学、スポーツ観戦等) 文化活動(陶芸教室、有機大豆を使用した味噌造り、習字 等)

利用者への聞き取り、アンケートを行い要望に沿った活動を取り入れていく。  
また、避難訓練、交通安全教室、宿泊訓練等を計画的に実施する。

### (3) 保護者交流

家族参加の行事、交流会の計画をして、利用者及び家族との信頼関係を構築する。

### (4) 地域交流

地域行事へ参加し大川木工まつりや福祉のつどい、木の香マラソン等、地域イベントへの出店により積極的に地域との交流を深める。

### (5) 福祉教育の一環として、市内の小中学校の児童生徒が体験学習できるように受け入れを行う。

## 6. 個別支援計画

- ①本人、家族との定期的な面談を実施する。
- ②個別支援計画書を作成する。
- ③個別支援会議を開催する。

## 7. 安全管理・防災・防犯対策

### (1) 安全管理

衛生推進委員が中心となり、働きやすい環境作りと整備を行う。

### (2) 防災対策

防災マニュアルを作成し、避難訓練を行う。また、防災時のための備蓄品の確保を行う。

### (3) 防犯対策

防犯マニュアルを作成し、避難訓練を行う。また、防犯用具の設備点検を行う。

## 8. 地域貢献

- (1) 地域社会が抱えている生活課題や地域における問題を解決するための事業を実施するものに対して助成を行う。
- (2) 定期的に道海地区の清掃活動を行なう。

## 9. 運営体制

### (1) 定員

40名

### (2) 職員体制

| 職名        | 配置職員数 | 専従 | 兼務  |     |
|-----------|-------|----|-----|-----|
| 管理者       | 1     |    | 1   |     |
| サービス管理責任者 | 1     |    | 1   |     |
| 生活支援員     | 3     | 3  |     |     |
| 職業指導員     | 6     | 6  |     |     |
| 目標工賃達成指導員 | 1     | 1  |     |     |
| 嘱託医       |       |    | (1) | 非常勤 |
| 運転手       | 1     | 1  |     |     |
| 事務員       | 1     |    | 1   |     |
| 合計        | 14    | 11 | 3   |     |

(3) 資格取得支援及び研修受講

職員の資格取得を推進するとともに、資質向上の為の研修受講を実施する。

10. 年間行事計画

別紙、就労継続支援B型「木の香園就労支援センター」年間行事計画のとおり。

11. その他

その他必要な事項は、運営規程、重要事項説明書、利用契約に基づいて、利用者に説明と同意を求めたうえで適切に実施する。

# 令和2(2020)年度 社会福祉法人大川市福祉会 木の香らんど 「就労継続支援B型」 事業計画

## 1. 事業目的

障がいのある方が地域で働きながら暮らしていく為に、就労の機会を提供するとともに、日常生活における必要な支援や余暇活動の充実が図れるようサービスの提供を行うことを目的とする。

## 2. 事業方針

- (1) 親切で丁寧な対応と気持ちの良い接遇を心掛け、利用者・家族との信頼関係の構築に努める。
- (2) 利用者が地域社会で自立した生活を送ることが出来るように支援する。
- (3) 利用者の自己決定を大切にして、家族や関係機関の協力を得ながら、権利擁護に努める。また、成年後見制度の利用促進及び障害者虐待防止、差別解消を図っていく。
- (4) 安全に配慮して安心できる雰囲気の中で福祉的就労の場を提供する。
- (5) 一般就労を希望する利用者の就職を支援する。
- (6) 工賃向上計画に基づき、新規事業開拓等に努め、利用者個々のニーズに沿った生産活動の提供に努める。
- (7) 行事レクリエーション及び社会見学を行い、余暇活動の充実を図る。
- (8) 精神障がいや発達障がいのある方の障がい特性に応じた相談支援や環境調整を行い、受入体制を整える。また医療機関との連携を推進する。
- (9) 質の高い福祉サービスを提供するために、支援内容の充実とサービス提供職員の資質向上・スキルアップに努める。
- (10) 地域社会の一員であることを自覚し、事業所として地域貢献に取り組む。

## 3. 事業内容

- (1) 生産活動及び職業訓練の実施
- (2) 生活支援（余暇活動・行事レクリエーション、家族交流会、クラブ活動 等）
- (3) 利用契約に基づく個別支援計画の作成及び個別支援会議等の開催
- (4) 利用者及び家族等への相談支援
- (5) 栄養管理・健康管理・安全管理
- (6) 利用者及びその家族の権利擁護
- (7) 防災・防犯対策及び緊急連絡体制の整備
- (8) 利用者及び利用者支援のための他機関連携

- (9) 職員の資格取得支援及び研修受講
- (10) 地域貢献事業
- (11) その他必要な事項

#### 4. 生産活動

個別支援計画書（「就労継続支援計画書」）に基づいて下記の通り支援を行う。

##### (1) 生産活動の内容

- ①下請作業 自動車部品の加工、家具部品の組み立て、みかんやニンニクの皮むき、など
- ②業務委託 福祉施設清掃業務、高齢者施設シーツ交換、葬場清掃業務、廃プラスチック分別・高度びん分別、献血チラシ印刷（大川市からの委託）、ATM 清掃（セルフ福岡からの紹介）
- ③販 売 イベント販売、夏季・冬季ギフト販売、自動販売機設置事業

##### (2) 工賃

- ①就労継続支援 B 型事業所「木の香らんど」工賃規程に基づいて支給する。
- ②最低補償額 3,000円（20日通所の場合）  
令和2年度目標工賃 17,000円(H31年度 実績見込 15,000円)
- ③工賃向上計画に基づき、利用者工賃の向上に努める。

##### (3) 受注活動

安定的な生産活動を提供するために、受注先の開拓に努める。目標工賃達成指導員を中心に下請関係先を訪問し受注を促進する。

##### (4) 自主製品開発

下請先の状況に左右されない安定した収入源を確保するため、自主製品の開発に取り組む。

##### (5) 施設外就労

企業での施設外就労先を開拓する。その企業での施設外就労を積極的に行い、利用者の作業能力を高めると共に、工賃向上に努める。

##### (6) 職場実習及び職場開拓

ハローワーク、障害者就業・生活支援センターと連携して、職場実習先の開拓及び職場への定着支援を行う。

施設外支援は、職場実習のほか、ハローワークを利用したトライアル雇用やステップアップ雇用を実施する。施設外就労は、1名以上のユニットで企業等での現場作業を実施する。

ステップアップを希望する利用者に対し、福祉的就労先も含め実習を行い、その実習等の振り返りを行い、課題解決に取り組み職業能力の向上を図る。

##### (7) 働き方の多様化

利用者の体力や心身の状況に合わせて、利用日数や時間を柔軟に対応する。また、就労準備性の高い利用者に対して、より高い工賃を支給できる仕組みを作り、平均工賃の向上を図る。

## 5. 生活支援

### (1) 余暇活動

季節行事、研修旅行、ショッピング、社会見学等を計画的に実施し、利用者の参加を促す。また、クラブ活動については利用者の希望を確認し、反映することで内容の充実を図る。さらに大川市近隣の事業所と行事等で交流の機会を設ける。併設している地域活動支援センターと共同での行事も計画する。

### (2) 生活支援

利用者との面談を行い、利用者の思いに寄り添いながら日常生活上、必要となる介護・相談・生活指導・日常生活動作に関する支援を提供する。また、健康面での課題を抱えた利用者に対し、運動する機会を提供し、健康管理の支援を提供する。

### (3) 相談支援・他機関連携

利用者・保護者の相談支援を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携を図る。

### (4) 家族交流会

年1回家族交流会を実施し、利用者家族の交流の場を提供すると共に、職員との情報共有や、事業所見学の機会を設ける。

## 6. 個別支援計画

(1) 本人、家族との定期的な面談を実施する。

(2) 相談支援事業所をはじめ関係機関と連携して、アセスメント及びモニタリングに基づいた個別支援計画書を作成する。

(3) 年に2回以上、個別支援会議を開催する。

## 7. 地域貢献

### (1) 地域支援事業

地域社会が抱えている生活課題や地域における問題を解決するための事業を実施するものに対し助成を行う。今年度は新設される中学校に記念品を寄贈予定

### (2) ドリーム田口（田口校区地域コミュニティ）

みんなが住みやすいまちについて語り合う会（ドリームたぐち）に参加し、地域の問題解決に協力する。

### (3) 清掃活動

大川市が主催する道守大川ネットワーク共同清掃活動に参加するとともに、田口校区の定期的な清掃活動を行う。

## 8. 安全管理・防災・防犯対策

### (1) 安全管理

衛生推進委員が中心となり、働きやすい環境作りと整備を行う。

### (2) 防災対策

防災マニュアルを作成し、避難訓練を行う。また、防災時のための備蓄品の確保を行う。

### (3) 防犯対策

防犯マニュアルを作成し、避難訓練を行う。また、防犯用具の設備点検を行う。

## 9. 運営体制

### (1) 定員

就労継続支援B型 20名

### (2) 職員体制

| 職名        | 配置職員数 | 専任 | 兼任  | 資格等           |
|-----------|-------|----|-----|---------------|
| 管理者       | 1     |    | 1   | 社会福祉士         |
| サービス管理責任者 | 1     | 1  |     | 社会福祉士         |
| 生活支援員     | 4     | 3  | (1) | 社会福祉士、精神保健福祉士 |
| 職業指導員     | 3     | 2  |     |               |
| 目標工賃達成指導員 | 1     | 1  |     |               |
| 運転手       | 1     |    | (1) |               |
| 嘱託医       | 1     |    | (1) | 非常勤           |
| 事務員       | 1     |    | (1) |               |
| 合計        | 13    | 7  | 1   | ※嘱託医を除く       |

※ ( ) 内の数字については、事業所内の多職種との兼務及び非常勤の数

### (3) 資格取得支援及び研修受講

障害者総合支援法に基づいた人員配置を行うために、サービス管理責任者や相談支援従事者等の資格取得を推進するとともに、資質向上の為の研修受講を実施する。

## 10. 年間行事計画

別紙、就労継続支援B型「木の香らんど」年間行事計画のとおり。

## 1 1. その他

その他必要な事項は、運営規程、重要事項説明書、利用契約に基づいて、利用者に説明と同意を求めたうえで適切に実施する。



# 令和2(2020)年度 社会福祉法人大川市福祉会 木の香らんど 「地域活動支援センター」 事業計画

## 1. 事業目的

障がいのある方や生活上の課題があつて支援を必要とする方に対して、地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図るとともに、日常生活に必要な支援を提供することを目的とする。

## 2. 事業方針

- (1) 親切で丁寧な対応と気持ちの良い接遇を心掛け、利用者・家族との信頼関係の構築に努める。
- (2) 利用者の社会参加を支援するために、誰でも利用可能な交流の場を提供する。
- (3) 地域社会で自立した生活が送れるように利用者サービスの向上に努める。
- (4) 利用者の自己決定を大切にして、家族や関係機関の協力を得ながら、権利擁護に努める。また、成年後見制度の利用促進及び障害者虐待防止、差別解消を図っていく。
- (5) 余暇行事(茶話会、創作活動、スポーツ、行事など)の充実を図る。
- (6) 社会スキルを身に付けるための支援(プログラム)を提供する。
- (7) 生産活動の場を提供する。
- (8) 被保護者等の就労訓練の場を提供する。
- (9) 支援内容の充実とサービス提供職員の支援技術の習得に加え、資質向上・スキルアップに努める。
- (10) 地域ニーズに沿った支援を提供すると共に、地域貢献に取り組む。

## 3. 事業内容

- (1) 相談支援
- (2) 生活支援(余暇活動、茶話会、スポーツ等)
- (3) 利用者及び利用者支援のための他機関連携
- (4) 生産活動の提供
- (5) 利用者及びその家族の権利擁護
- (6) 安全管理・防災及び防犯対策、緊急連絡体制の整備
- (7) 職員の資格取得及び研修受講
- (8) 地域貢献事業
- (9) その他必要な事項

#### 4. 相談支援

大川市委託相談支援事業所（2か所）と連携し、利用者に必要な相談支援を提供する。必要に応じて個別支援会議を開催し、支援方針の確認等を行う。

精神科病院及び保健福祉環境事務所、基幹相談支援センターと連携し、精神障がい者・発達障がい者へのアウトリーチ事業を実施する。

#### 5. 生活支援

##### (1) フリースペースの設置

誰でも気軽に立ち寄ることができる憩いの場（フリースペース）を提供する。

##### (2) 余暇活動

外出、季節行事、社会見学等を計画的に実施する。

##### (3) クラブ活動

クラブ活動については利用者の希望を確認し、反映することで内容の充実を図る。定期的に活動を行う。

##### (4) スポーツ

ウォーキングやスポーツジムでの筋力作り等、利用者のニーズに合わせたプログラムを作成し、実施する。

##### (5) 健康教室

健康面に課題のある利用者に対し、専門家による講義や、勉強会を実施する。

##### (6) 茶話会

茶話会を開催し、気軽に話し“ホッと出来る場”を提供する。

##### (7) ソーシャルスキルトレーニング（SST）

配置されている精神保健福祉士が、利用者のニーズに合わせ、社会生活技能訓練（ソーシャルスキルトレーニング）を実施する。

##### (8) その他日常生活上の必要な支援

#### 6. 生産活動

(1) 下請作業 自動車部品の加工、みかん・ニンニクの皮むき、家具部品の検品・組み立て、等

(2) 業務委託 清掃業務、廃プラスチック・びん分別、献血チラシ印刷等

(3) 自主製品販売 コーヒー、ギフト販売、イベント販売、等

#### 7. 大川市からの委託事業

大川市から委託を受けている被保護者（生活困窮者）就労準備支援事業を行う。稼働能力がありながら稼働していない被保護者（生活困窮者）の勤労意欲の助長及び稼働能力の活用を促進させるため、職場適応訓練の場を提供する。

## 8. 福岡県精神保健福祉会連合会の活動

福岡県精神保健福祉会連合会の活動に参加し、利用者同士の交流（ふれあい大会・バレーボール大会）や学びの場（精神保健福祉研修会）を提供する。

## 9. 安全管理・防災・防犯対策

### (1) 安全管理

衛生推進委員が中心となり、働きやすい環境作りと整備を行う。

### (2) 防災対策

防災マニュアルを作成し、避難訓練を行う。また、防災時のための備蓄品の確保を行う。

### (3) 防犯対策

防犯マニュアルを作成し、避難訓練を行う。また、防犯用具の設備点検を行う。

## 10. 地域貢献

### (1) ドリームたぐち（田口校区）

みんなが住みやすいまちについて語り合う会（ドリームたぐち）に参加し、地域の問題解決に努めていく。

### (2) 清掃活動

大川市が主催する道守大川ネットワーク共同清掃活動に参加するとともに、田口校区の定期的な清掃活動を行う。

## 11. 他機関連携等

精神障がい者への対応として、医療機関と連携を図り、治療及び服薬管理の状況について情報交換するとともに、疾患に対する理解及び効果的な関わりについて、職員の資質向上に努める。

## 12. 運営体制

### (1) 定員 20名以内

### (2) 職員体制

| 職名      | 配置職員数 | 専任 | 兼任  | 資格等     |
|---------|-------|----|-----|---------|
| 施設長     | 1     |    | (1) |         |
| 指導員     | 2     |    | (2) |         |
| 精神保健福祉士 | 1     | 1  |     | 機能強化事業  |
| 嘱託医     | 1     |    | (1) | 非常勤     |
| 事務員     | 1     |    | (1) |         |
| 合計      | 5     | 1  |     | ※嘱託医を除く |

※（ ）内の数字については、事業所内の多職種との兼務及び非常勤の数

(3) 資格取得支援及び研修受講

職員の資格取得を推進するとともに、資質向上の為に研修受講を実施する。

1 3. 年間行事計画

別紙、木の香らんど「地域活動支援センター」年間行事計画のとおり。

1 4. その他

その他必要な事項は、運営規程に基づいて、利用者に説明と同意を求めたうえで適切に実施する。

# 令和2年（2020）年度社会福祉法人大川市福祉会 木の香園相談支援センター 「相談支援事業」 事業計画

## 1. 事業目的

障がいのある方とその家族に対して相談支援を提供し、地域で共に暮らすことができるようにサービス等利用計画の作成、権利擁護への取り組み、地域自立支援協議会の推進等を行うことを目的とする。

事業の実施にあたっては、大川市及び地域の関係機関と連携して、相談窓口の周知を図ることとする。

## 2. 事業方針

- (1) 親切で丁寧な対応と気持ちの良い接遇を心掛け、利用者・家族との信頼関係の構築に努める。
- (2) 障がいのある方の自己決定を尊重し、その方を支える家族等も含め、安心して地域生活を送ることができるように支援する。
- (3) 大川市障害者自立支援協議会に参加し、利用者個々のニーズを地域の課題として捉え、解決に向けて協議する。
- (4) サービス等利用計画作成が必要な障がい者等へ相談支援を提供するとともに、ニーズに沿った計画、人権を配慮した計画作成に努める。
- (5) 広報周知に努め、相談支援体制を強化する。
- (6) 質の高い福祉サービスを提供するために、相談援助技術の習得やスキルアップに努める。

## 3. 事業内容

- (1) 大川市障害者相談支援事業の実施
- (2) 自立支援協議会事務局及び部会の企画・運営
- (3) サービス等利用計画の作成及びサービス担当者会議の開催
- (4) サービス利用調整のための他機関連携
- (5) 障がいのある方の権利擁護（成年後見制度利用促進、障がい者の虐待防止法、差別の解消に向けた取り組み）
- (6) 近隣市町村相談支援事業所等との情報交換、事例検討、研修会等の開催
- (7) 基幹相談支援センターを主体としたケース検討会の協議、実施
- (8) 自立支援協議会における、地域生活支援拠点整備に向けた検討、企画
- (9) 地域コミュニティー等への参加
- (10) その他必要な事項

## 4. 委託相談支援事業「障害者相談支援事業」

- (1) 来所・訪問相談

相談センター窓口での来所相談、家庭への訪問相談を実施する。相談員不在時は電話対応を行う。また、大川市基幹相談支援センター、大川市委託相談支援事業所、地域包括支援センター、保健福祉環境事務所等関係機関と連携し、アウトリーチ事業を実施する。

(2) 個別ケア会議開催

福祉事務所及び関係機関と連携し、障がい者及びその家族に関するケア会議を実施する。その為の連絡調整、会議の運営等を行う。

(3) 大川市障害者自立支援協議会

委託相談支援事業所として、自立支援協議会の事務局及び専門部会への参加を行い、利用者個々が抱える課題を地域の課題として解決に向け協議していくほか、地域生活支援拠点整備に向けた検討、企画、社会資源の開発や相談支援事業の評価などを行う。

(4) 障害支援区分認定調査の受託

福祉事務所からの求めに応じて、障害支援区分認定調査を実施、判定結果を報告する。大川市以外の市町村からの依頼に基づいて委託契約を締結のうえ認定調査を実施する。

(5) 大川市地域生活支援事業の受託

コミュニケーション支援事業の受託、運営

(6) 相談支援体制の強化

相談支援機能強化事業における相談支援体制強化に向けた人員配置

5. 指定相談支援事業（特定相談、障害児相談、地域移行、地域定着）

(1) サービス等利用計画作成

- ①利用計画に基づいて本人、家族との面談を行い情報の整理を行う。
- ②サービス等利用計画書（障害児支援利用援助計画、地域移行計画）を作成する。
- ③サービス担当者会議を開催する。（計画、サービスの変更の時および必要時）
- ④サービス等利用調整に係る関係機関との連携を図る。
- ⑤地域移行支援計画及び、地域定着支援台帳の作成
- ⑥モニタリングの実施及び計画の修正

(2) 質の高い相談支援体制の整備

- ①主任相談支援専門員の配置
- ②本人に関する情報またはサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的で開催する。
- ③24時間連絡体制及び相談に対応する体制の確保を行う。
- ④新規の相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任研修修了者による同行研修を実施する。
- ⑤基幹相談支援センターが実施する事例検討会への参加

(3) 障がい児（者）の権利擁護（成年後見制度利用促進、障がい者虐待防止、差別

の解消に向けた取り組み)

- ①権利擁護が必要な人へ成年後見制度の利用促進、障害者虐待防止に関する広報・周知、また、差別の解消に向けた合理的配慮の検討及び関係機関への周知等を行う。
- ②成年後見制度の利用が必要と思われる障がい者への手続き支援、虐待を発見した場合の市町村等への通報

## 6. 安全管理・防災・防犯対策

### (1) 安全管理

衛生推進委員が中心となり、働きやすい環境作りと整備を行う。

### (2) 防災対策

- ①防災計画を作成して災害時に利用者の安否確認を行うための体制を整備し、災害発生時の状況把握に努める。また、災害発生時には防災計画および自治体の防災計画に基づいた対応を行う。
- ②災害発生に備え、利用契約者等の連絡先等一覧を作成し、適切に保管する。

### (3) 防犯対策

防犯マニュアルを作成し、防犯用具の設備点検を行う。

## 7. 運営体制

### (1) 職員体制

| 職名      | 配置職員数 | 専任 | 兼任    | 資格等                 |
|---------|-------|----|-------|---------------------|
| 管理者     | 1     |    | (1)   |                     |
| 相談支援専門員 | 4     | 2  | 1 (1) | 社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員 |
| 精神保健福祉士 | 1     |    | (1)   | 機能強化事業、精神保健福祉士      |
| 相談支援員   | 1     |    | 1     |                     |
| 事務員     | 1     |    | (1)   |                     |
| 合計      | 8     | 2  | 2     | ※嘱託医を除く             |

※ ( ) 内の数字については、事業所内の他職種との兼務の数

### (2) 資格取得支援及び研修受講

障害者総合支援法に基づいた人員配置を行うために、相談支援従事者等の資格取得を推進するとともに、資質向上の為に研修受講を実施する。

## 8. 年間行事計画

別紙、木の香園相談支援センター「相談支援事業」年間行事計画のとおり。

## 9. その他

その他必要な事項について、委託事業については大川市と必要に応じて協議するほか、指定相談支援においては運営規程、重要事項説明書、利用契約に基づいて、

利用者に説明と同意を求めたうえで適切に実施する。

また、関係各団体との情報交換に努め、行政と連携して関連分野の研修会や交流会を実施し、相談支援の質の向上に努める。



令和2（2020）年度 社会福祉法人大川市福祉会  
木の香園児童支援センター  
「放課後等デイサービス（単位1・単位2）」 事業計画

1. 事業目的

障がい児の情緒的発達及び社会性の発達を目的に、日常生活における基本的な生活能力の向上の為の療育、及び集団生活への適応や社会性向上の為の訓練を行い、将来の自立（自律）を目指す。また、保護者への相談支援を行い、その思いや育児に寄り添うとともに、放課後及び土日や長期休暇時の日中活動の場を提供する。

2. 事業方針

- (1) 親切で丁寧な対応と気持ちの良い接遇を心掛け、利用者・家族との信頼関係の構築に努める。
- (2) 障がい児の最善の利益を考慮し、人権に配慮した支援に努める。
- (3) 障がい児の成功体験の積み重ねを促し、自己肯定感を育むことで自らの個性や適性を伸ばすことができるよう支援する。
- (4) 障がい児の発達に資するため、障がい特性や療育等に関する知識、技術を習得し、習得した技術等を実際の療育に活用できるよう努める。
- (5) 学校や医療機関、行政や地域の関係機関と適切に連携し、本人及び保護者の相談支援体制を整備する。
- (6) 個別支援計画の作成とモニタリングを重ね、職員全体で課題やニーズの共有を行い、ニーズに応じた個別支援の充実を図る。
- (7) 視覚的構造化と物理的構造化を行い、過ごしやすい環境の提供を行う。
- (8) 児童発達支援センターの設置に向けた事業計画及び関係機関との協議を行う。  
また、児童発達支援センターの設立後必要となる知識や技術の習得の為、専門職員の研修を重ねていく。
- (9) 質の高い福祉サービスを提供するためにスキルアップを図り資質向上に努める。
- (10) 地域社会の一員であることを自覚し、事業所として地域貢献に取り組む。

3. 事業内容

- (1) 利用契約に基づく個別支援計画の作成及び個別支援会議等の開催
- (2) 療育支援（個別療育、集団療育）
- (3) 生活支援（行事活動、趣味活動、保護者会等）
- (4) 利用者及び家族等への相談援助、他機関連携
- (5) 利用者の健康管理
- (6) 利用者の権利擁護
- (7) 防犯及び防災対策、緊急連絡体制の整備
- (8) 職員の資格取得支援及び研修受講
- (9) 地域貢献事業

## (10) その他必要な事項

### 4. 療育支援

#### (1) 個別療育

いきいきと楽しく過ごせる環境作りに心がけ、障がい児一人ひとりの発達を促すための個別療育に努める。

単位Ⅰにおいては、個々の障がい特性を精査し、その能力や卒業後の進路に応じた個別のスケジュールを作成し、環境の調整と自立（自律）のための訓練を行う。特に重度の障がい児については、意思表示や意思決定を支援し、選択の機会を提供していく。

また、買い物体験や乗り物体験を通し、社会性や生活能力の向上を目指す。

単位Ⅱにおいては、昨年度に引き続きIT機器（脳バランスキッズ）を活用し、個々の発達状況を数値化し、個別療育及び学習支援の課題設定を行う。

また、将来の自立を目指し、買い物実習や乗り物実習、調理実習等を通し、生活技術の習得を目指す。また、円滑な対人関係の習得を目指し、個々の得意分野からの指導を重ねる。

両方の単位に共通し、支援を通じて把握された発達特性を整理して、療育環境の整備（構造化、視覚化）に努めるほか、支援状況について学校等の関係機関と情報共有を行う。

#### (2) 集団療育

単位Ⅰにおいては、高校卒業後を見据え、スケジュールに応じた集団行動を身につけられるよう支援する。

単位Ⅱにおいては、同程度の年齢や発達状況の児の小グループを作り、SSTに取り組んでいく。

両方の単位に共通して、外出行事や室内行事などによる集団活動を通して発達を促していく。友達と関わることにより、葛藤を調整する力や、主張する力、折り合いをつける力が育つよう支援する。

また、地域社会との交流を通して、マナーやルールといった社会性を身につけられるような機会を提供する。

#### (3) 放課後・長期休暇型

小学校から高校までの学校に通学する障がい児に対して、通常の療育に加え、放課後及び土日や長期休暇時に日中活動の場を提供するとともに、保護者のレスパイト及び見守り支援を行う。

### 5. 生活支援

#### (1) 余暇活動

行事、レクリエーション活動を計画的に実施する。

#### (2) 生活支援

食事、排泄、更衣など、日常生活上必要となる支援を提供する。

#### (3) 相談支援・他機関連携

障がい児・保護者の相談支援を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携

を図っていく。また、不適切な環境におかれている児の早期発見に努め、保護者の相談支援を行うと共に、関係機関と早期に連携し課題の解消に取り組む。

(4) 保護者会

保護者会と親子研修や親子レクリエーションを実施し、保護者同士の交流の場を提供すると共に、施設職員と情報共有する時間を設ける。

6. 個別支援計画

- (1) 本人、家族との定期的な面談を実施する。
- (2) 個別支援計画書を作成する。
- (3) 個別支援会議を開催する。

7. 地域貢献

(1) 地域支援事業

地域社会が抱えている生活課題や地域における問題を解決するための事業を実施するものに対し助成を行っていく。

8. 安全管理・防災・防犯対策

(1) 安全管理

衛生推進委員が中心となり、働きやすい環境作りと整備を行う。

利用者及び職員の事故防止に努め、入念な事前準備と職員間の密な連携を行う。

(2) 防災対策

防災委員が中心となり、防災マニュアルを作成し、避難訓練を行う。また、防災時のための備蓄品の確保を行う。

(3) 防犯対策

防犯マニュアルを作成し、避難訓練を行う。また、防犯用具の設備点検を行う。

9. 運営体制

(1) 定員

単位1 放課後等デイサービス 10名  
 単位2 放課後等デイサービス 10名

(2) 職員体制

| 職名          | 配置職員数 | 単位1 |     | 単位2 |     | 資格等              |
|-------------|-------|-----|-----|-----|-----|------------------|
|             |       | 専任  | 兼任  | 専任  | 兼任  |                  |
| 管理者         | 1     |     | (1) |     | 1   | 社会福祉士<br>精神保健福祉士 |
| 児童発達支援管理責任者 | 1     | 1   |     |     | (1) | 社会福祉士<br>精神保健福祉士 |

|             |    |   |     |   |     |                |
|-------------|----|---|-----|---|-----|----------------|
| 児童指導員       | 10 | 5 |     | 5 |     | うち1名<br>心理担当職員 |
| 保育士         | 4  | 2 |     | 2 |     |                |
| 障害福祉サービス経験者 |    |   |     |   |     |                |
| 嘱託医         | 1  |   | (1) |   | (1) | 非常勤            |
| 事務員         | 1  |   | (1) |   | 1   |                |
| 理学療法士       | 1  |   | 1   |   | (1) | 非常勤・業務委託       |
| 合計          | 19 | 8 | 1   | 7 | 2   |                |

(3) 資格取得支援及び研修受講

児童福祉法に基づいた人員配置を行うために、公認心理師や保育士等の資格取得を推進するとともに、資質向上の為の研修受講を実施する。

10. 年間行事計画

別紙、木の香園児童支援センター 放課後等デイサービス(単位1・単位2)年間行事計画のとおり。

11. その他

その他必要な事項は、運営規程、重要事項説明書、利用契約に基づいて、利用者に説明と同意を求めたうえで適切に実施する。

令和2年（2020）年度 社会福祉法人大川市福祉会  
共同生活援助事業（介護包括型）  
「木の香ほ一む」 事業計画

1. 事業目的

障がい者が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、グループホームを運営する。家族の高齢化や地域移行が必要な障害者の居住の場となるよう、体験利用の受け入れを行う。

短期入所事業（空床型）については、共同援助事業の利用状況により、空室を利用して緊急時の受け入れ、レスパイトケアの対応を図る。

2. 事業方針

- (1) 親切で丁寧な対応と気持ちの良い接遇を心掛け支援する。
- (2) グループホームの利用を希望する障がい者に居住の場を提供する。
- (3) 利用者の意思を尊重し自立生活を支援する。
- (4) 利用者との信頼関係を構築し、利用者が安心して過ごせる環境を整える。
- (5) 就労や日中活動以外の余暇の充実を図る。
- (6) 地域社会の一員であることを自覚し地域との結びつきを重視し、地域活動への参加や地域交流を通して開かれた施設として、地域住民との交流を図る。
- (7) 空室の状況により、短期入所の受け入れを行う。
- (8) バックアップ施設との夜間支援体制や緊急時の連携を図る。

3. 事業内容

- (1) 相談支援（利用者、家族）
- (2) 介護（食事、入浴、排泄 等）
- (3) 生活支援（炊事、洗濯、掃除、地域交流、余暇活動等）
- (4) 職場や日中活動を利用する事業者との連携
- (5) 利用者の権利擁護、虐待防止の為の職員研修
- (6) 防災・防犯対策及び緊急連絡体制の整備
- (7) 地域貢献事業
- (8) その他必要な事項

4. 相談支援

グループホームの利用について、利用者または家族と話し合う機会を設けるなど相談支援を提供する。また、必要に応じて関係機関との連絡調整を行う。

5. 生活支援

(1) 家事（炊事、洗濯、掃除）

利用者のニーズに応じて家事を身につけるための支援を行う。

(2) 食事

出来るだけ利用者の希望に応じ、栄養面に留意しながら、食事の提供を行う。

(3) 地域交流

地域の自治会活動に積極的に参加し、行事や清掃活動などを通じて、地域住民との親睦を深めるための支援を行う。

(4) 余暇活動

買い物や行事、旅行などの計画を利用者とともに話し合い、グループホーム等での生活を充実させる。

6. 個別支援計画

(1) 本人、家族との定期的な面談を実施する。

(2) 個別支援計画書を作成する。

(3) 個別支援会議を開催する。

7. 安全管理・防災・防犯対策

(1) 安全管理

衛生推進委員が中心となり、働きやすい環境作りと整備を行う。

(2) 防災対策

防災マニュアルを作成し、避難訓練を行う。また、防災時のための備蓄品の確保を行う。

(3) 防犯対策

防犯マニュアルを作成し、避難訓練を行う。また、防犯用具の設備点検を行う。

8. 運営体制

(1) 定員・・・24名

- ①木の香ほ一む I・II (小保団地) 5名
- ②木の香ほ一む III (道海島) 7名
- ③木の香ほ一む IV・V・VI (サンベルディ木室) 11名
- ④短期入所(空床型) 1名

(2) 職員体制

| 職名  | 配置職員数 | 専従 | 兼務 | 資格等 |
|-----|-------|----|----|-----|
| 管理者 | 1     |    | 1  |     |

|           |     |   |     |       |
|-----------|-----|---|-----|-------|
| サービス管理責任者 | 1   | 1 |     | 介護福祉士 |
| 生活支援員     | 1   |   | 2   |       |
| 世話人       | 1 2 | 5 | 7   |       |
| 夜間支援従事者   | 6   | 2 | 4   |       |
| 事務員       | 1   |   | 1   |       |
| 合計        | 2 3 | 8 | 1 5 |       |

## 9. 年間行事計画

別紙、介護包括型共同生活援助「木の香ほ一む」年間行事計画のとおり。

## 10. その他

その他必要な事項は、運営規程、重要事項説明書、利用契約に基づいて、利用者に説明と同意を求めたうえで適切に実施する。

# 令和2（2020）年度 社会福祉法人大川市福祉会 木の香ほ一む陽の木「日中サービス支援型共同生活援助」事業計画

## 1. 事業目的

障がい者が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、重度障がい者を対象とした日中サービス支援型共同生活援助（グループホーム）を運営する。家族の高齢化や地域移行が必要な障がい者の居住の場となるよう、体験利用の受け入れを行っていく。

短期入所事業（併設型）については、共同生活援助事業所に併設する居室を利用して緊急時の受け入れ、レスパイトケアを実施する。

## 2. 事業方針

- (1) グループホームの利用を希望する重度障がい者に居住の場を提供する。
- (2) 利用者に対して人格の尊厳やプライバシーを守る。
- (3) 親切で丁寧な対応と気持ちの良い接遇を心掛け、利用者・家族との信頼関係の構築に努める。
- (4) 利用者が地域社会で自立した生活を送ることが出来るように支援する。
- (5) 利用者の自己決定を大切にして、家族や関係機関の協力を得ながら、権利擁護に努める。また、成年後見制度の利用促進及び障害者虐待防止、差別解消を図っていく。
- (6) 行事・レクリエーション、社会参加など日中活動以外の余暇の充実を図る。
- (7) 利用者にとって快適で衛生的な環境を提供する。
- (8) 周辺住民との交流を積極的に行い、地域の理解を得られるよう努める。
- (9) 保護者の都合等による短期入所の利用を受け入れる。
- (10) 質の高い福祉サービスを提供するために、支援内容の充実とサービス提供職員の資質向上・スキルアップに努める。
- (11) 地域社会の一員であることを自覚し、事業所として地域貢献に取り組む。

## 3. 事業内容

- (1) 介護（食事、入浴、排泄 等）
- (2) 生活支援（掃除・洗濯等の日常生活支援、地域交流、余暇活動支援等）
- (3) 日中活動を利用している事業者との連携
- (3) 利用契約に基づく個別支援計画の作成及び個別支援会議等の開催
- (4) 利用者及び家族等への相談支援
- (5) 栄養管理・健康管理・安全管理
- (6) 利用者及びその家族の権利擁護



- (7) 防災・防犯対策及び緊急連絡体制の整備
- (8) 利用者及び利用者支援のための他機関連携
- (9) 職員の資格取得支援及び研修受講（強度行動障害支援者養成研修等）
- (10) 地域貢献事業
- (11) その他必要な事項

#### 4. 相談支援

共同生活援助の利用について、利用者または家族と日常生活上の困りごとや定期的な面談の場を設けて相談支援を提供する。また、必要に応じて関係機関との連絡調整を行う。

#### 5. 介護・生活支援

##### ①介護

食事、入浴、排せつ、更衣等の介護を提供する。サービス提供にあたっては、障がい特性に応じたきめ細かな対応を心掛け、利用者が安心して生活を送ることが出来るように支援を行う。

##### ②日常生活支援（掃除・洗濯・買い物・外出等）

利用者のニーズに応じて、掃除・洗濯・買い物・外出などの日常生活支援を行う。必要に応じて保護者等と連携を図り、金銭管理や外出計画等の支援を行う。

##### ③地域交流

地域の活動に積極的に参加し、行事や清掃活動などを通じて、地域住民との親睦を深めるための支援を行う。

##### ⑤余暇活動

買い物や行事、旅行などの計画を利用者とともに話し合い、グループホーム等での生活を充実させる。

##### ⑥家族交流

年1回 家族会を実施し、利用者家族との情報共有や交流を行い親睦を図る。

#### 6. 個別支援計画

①本人、家族との定期的な面談を実施する。

②個別支援計画書、ケース会議、モニタリングに各専門職が関わり、サービス管理責任者が中心となって作成する。

③個別支援会議を開催する。

## 7. 安全管理・防災・防犯対策

### (1) 安全管理

衛生推進委員が中心となり、働きやすい環境作りと整備を行う。

### (2) 防災対策

防災マニュアルを作成し、避難訓練を行う。また、防災時のための備蓄品の確保を行う。

### (3) 防犯対策

防犯マニュアルを作成し、避難訓練を行う。また、防犯用具の設備点検を行う。

## 8. 運営体制

### (1) 定員

①共同生活援助 男子5名、女子5名 計10名

②短期入所 男子1名、女子1名 計2名

### (2) 職員体制

| 職名        | 配置職員数 | 兼務  | 資格等           |
|-----------|-------|-----|---------------|
| 管理者       | 1     |     |               |
| サービス管理責任者 |       | (1) | 介護福祉士・保育士     |
| 生活支援員     | 5     | (3) | 介護福祉士・ヘルパー2級等 |
| 世話人       | 6     | (4) | 介護福祉士・ヘルパー2級等 |
| 夜間支援従事者   | 4     |     |               |
| 調理員       | 2     |     |               |
| 合計        | 18    |     |               |

### (3) 資格取得支援及び研修受講

障害者総合支援法に基づいた人員配置を行うために、サービス管理責任者や相談支援従事者等の資格取得を推進するとともに、資質向上の為に研修受講を実施する。

## 9. 年間行事計画

別紙、多機能型事業所「木の香ほ一む 陽の木」年間行事計画のとおり。

## 10. その他

その他必要な事項は、運営規程、重要事項説明書、利用契約に基づいて、利用者に説明と同意を求めたうえで適切に実施する。